

## 統合に伴う指定学校変更の取扱いについて

統合に伴う指定学校変更の取扱いについては、原則、以下のとおりとなります。

### 1 指定学校変更の取扱い

#### (1) 【在校生】

- ・ 小学校卒業までの間に統合を迎える学年の児童は、特例として令和4年度から広面小学校へ指定学校を変更（転学）することができます。
- ・ 変更年月日（転学年月日）は、保護者と児童の希望する日となります。
- ・ 対象学年は、令和3年度の1年生、2年生となります。

#### (2) 【新入学児童】

- ・ 入学時に、特例として広面小学校への指定学校を変更することができます。
- ・ 対象は、令和4年度から令和6年度の新入学児童となります。

※通学手段として、統合後の令和7年4月からスクールバスを運行する予定ですが、それ以前に指定学校を変更した場合の登下校については、保護者の責任において対応していただくこととなります。

[統合年度までの学年]

(統合)

区分	特例対象	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①		5年生	6年生	—	—	—
②		4年生	5年生	6年生	—	—
③		3年生	4年生	5年生	6年生	—
④	○	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
⑤	○	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生
⑥	○	R4新1年生	1年生	2年生	3年生	4年生
⑦	○	R5新1年生	—	1年生	2年生	3年生
⑧	○	R6新1年生	—	—	1年生	2年生
⑨	通常入学	R7新1年生	—	—	—	1年生

### 2 保護者へのお知らせ

特例の対象となる児童の保護者には、特例の取扱いについて、令和3年12月に学校および教育委員会から、個別にお知らせしています。

変更を希望する場合は、教育委員会学事課で所定の手続きが必要となります。